

豊川市の位置

日本列島のほぼ中心で愛知県の南東部に位置し、東三河の中核を担う人口18万人のまちです。
また、東名高速道路のインターチェンジを有するなど交通アクセスも至便で、市内各地域で農業・商業・工業がバランスよく発展しています。

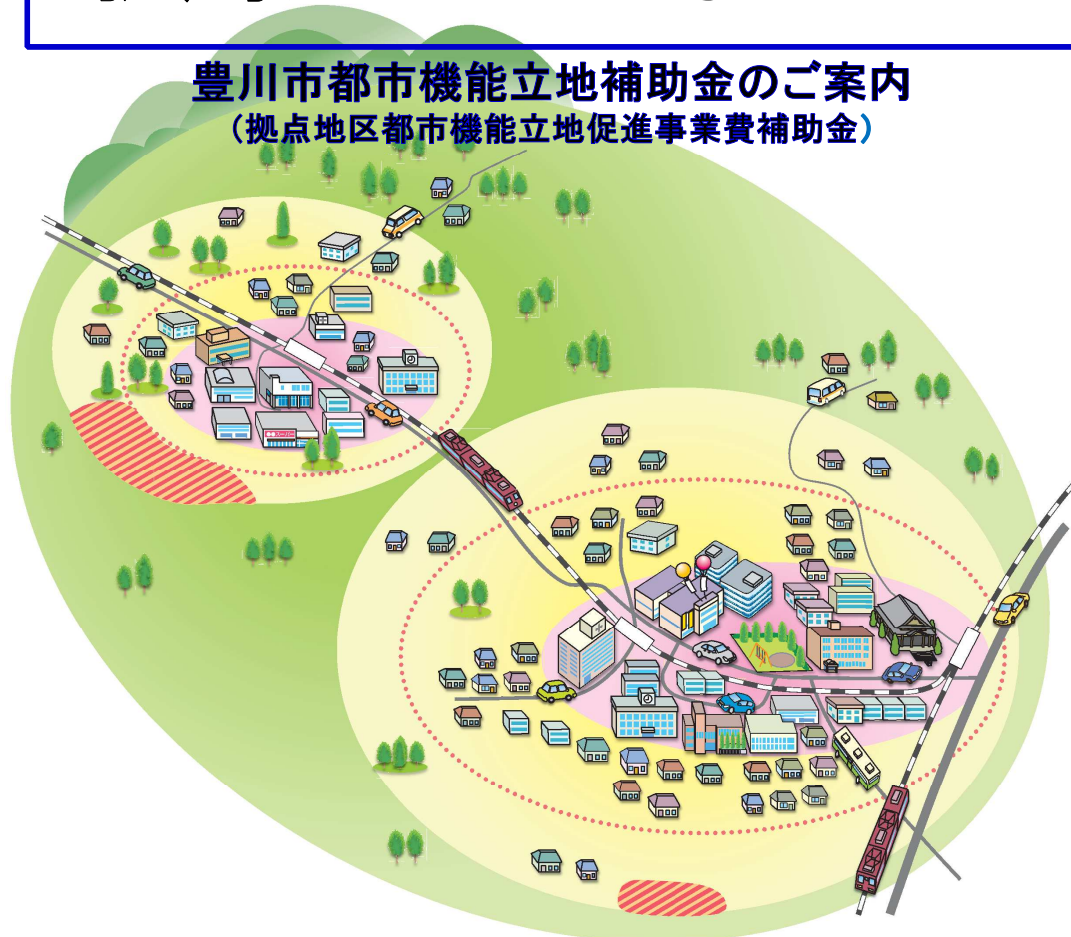


求む！

新設資金の一部
3年間
支援します！

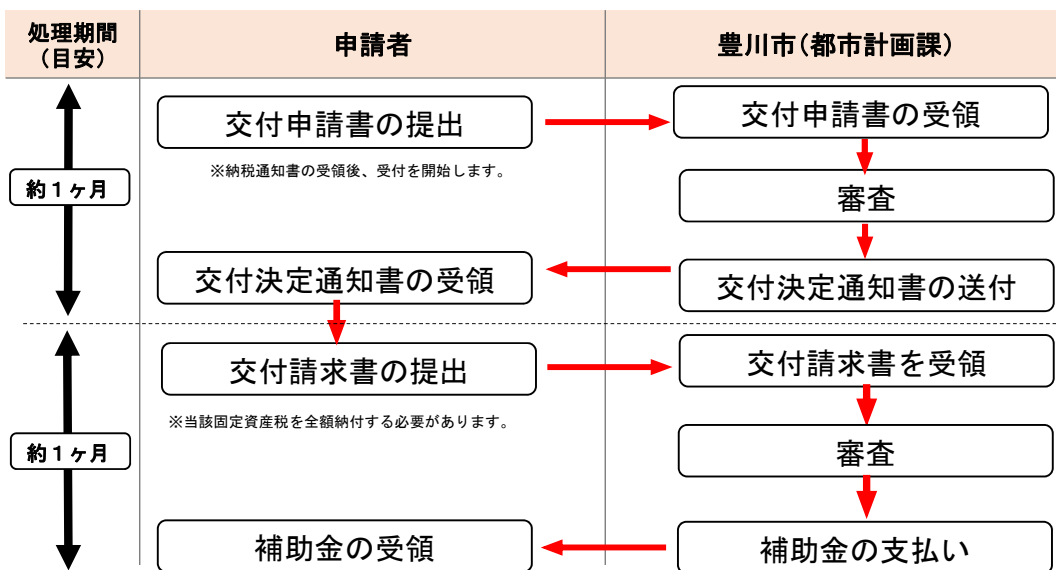
医療、福祉、子育て支援、商業
駅周辺のまちなかへ！

豊川市都市機能立地補助金のご案内
(拠点地区都市機能立地促進事業費補助金)



TOYOKAWA

申請の流れ



注意事項

- 補助金の交付には条件がありますので、事前に都市計画課へご相談ください。
- 補助金の交付は、最長3年間受けることができますが、毎年度、補助金の交付申請を行う必要があります。
- 補助金受領後、10年未満に、都市機能誘導区域外へ転出する場合は、事前に都市計画課にご相談ください。

《問い合わせ先》豊川市役所 都市整備部都市計画課 建設総務係
住 所：〒442-8601 愛知県豊川市諏訪1丁目1番地
TEL：0533-89-2147 FAX：0533-89-2171 E-mail：tokei@city.toyokawa.lg.jp

1 補助金の概要

豊川市における都市機能の集約を図り、もって都市の質を高め持続的に発展可能なまちづくりを進めるため、豊川市立地適正化計画に規定する都市機能誘導区域において新たに都市機能施設を運営する者に対し補助金を交付します。

補助対象者の条件

以下の項目にすべて該当する方は、補助金の交付を受けられることがあります。

- ✓ 平成30年1月2日以降に都市機能誘導区域内で新たに都市機能施設（誘導施設）を自ら運営しています。（親族又は資本関係のある企業から取得した場合を除く）
- ✓ 10年以上、運営することを決めています。
- ✓ 市税等の滞納はありません。
- ✓ 暴力団員ではありません。

《誘導施設とは》

医療施設や福祉施設、商業施設などの都市機能施設で、人口減少・超高齢社会においても、郊外部を含む全ての市民の生活利便性を維持するために、その立地を誘導すべき施設です。

| 誘導施設名 | 内容 |
|---------------|---|
| 医療施設 | 医療法第1条の5に定める施設 |
| 通所・訪問系高齢者施設 | 老人福祉法第5条の2の事業（老人短期入所事業を除く。）を行う施設 |
| 通所・訪問系障害者福祉施設 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条の事業（短期入所及び施設入所支援を除く。）を行う施設 |
| 通所・訪問系障害児福祉施設 | 児童福祉法第6条の2の2第2項から第7項までに定める事業を行う施設 |
| 幼稚園、保育所等 | 児童福祉法第39条第1項及び第39条の2第10項に定める施設、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項に定める施設、学校教育法第1条に定める施設 |
| 商業施設 | 大規模小売店舗立地法第2条第2項に定める施設（1,000㎡以上） |

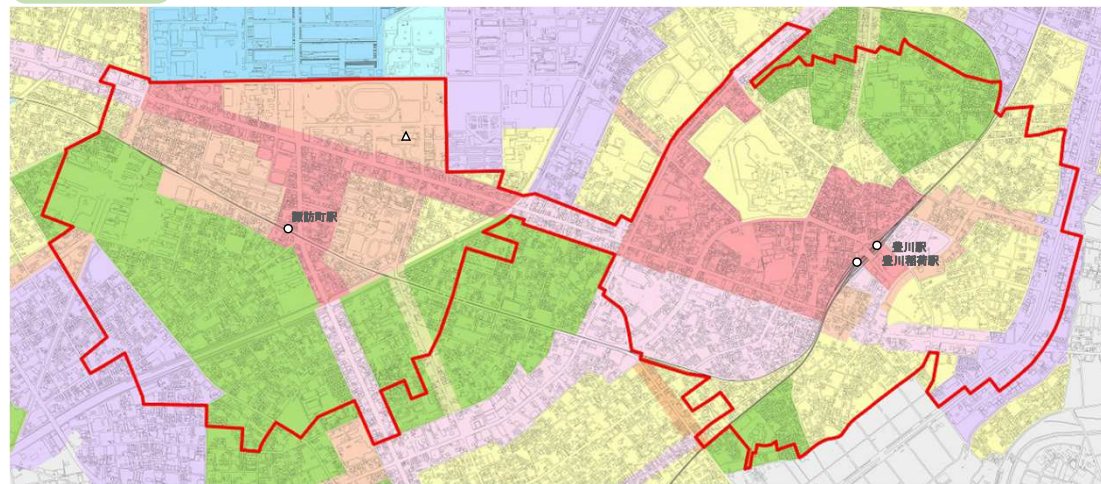
POINT 補助金の金額

| 項目 | 補助対象の区分 | 金額 |
|----|-----------------------------|-------------|
| 建物 | ①建物を所有し、当該建物の固定資産税が課せられる場合 | 固定資産税相当額 |
| | ②建物を所有し、当該建物の固定資産税が課せられない場合 | 建物整備費の3%相当額 |
| | ③建物を賃借する場合 | 賃借額の3ヶ月相当額 |
| 土地 | ①土地を所有し、当該土地の固定資産税が課せられる場合 | 固定資産税相当額 |
| | ②土地を所有し、当該土地の固定資産税が課せられない場合 | 土地取得費の3%相当額 |
| | ③土地を賃借する場合 | 賃借額の3ヶ月相当額 |

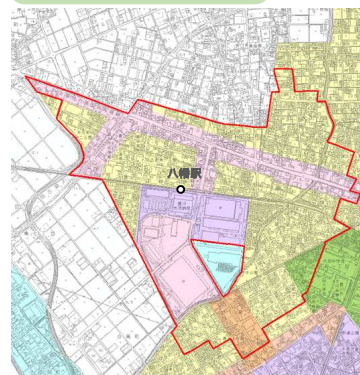
※交付申請の上限額は建物・土地の合算で100万円です。
 ※補助金の算定では、豊川市拠点地区都市機能立地促進事業費補助金交付要綱に補助対象の範囲や期間等も規定していますので、ご確認ください。
 ※いずれも最大3年間補助します。
 ※いずれも要件があります。

2 都市機能誘導区域

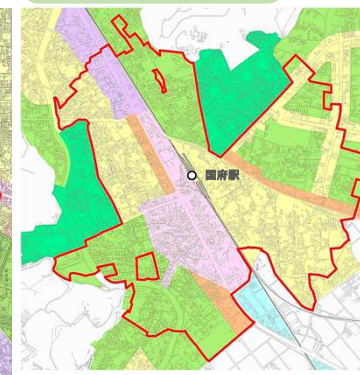
中心拠点



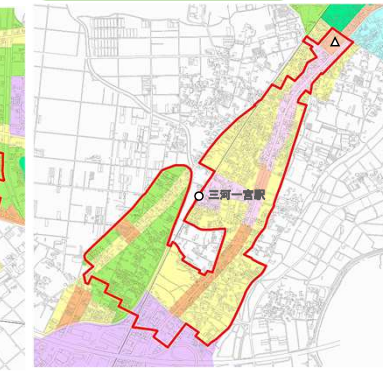
地域拠点 八幡地区



地域拠点 国府地区



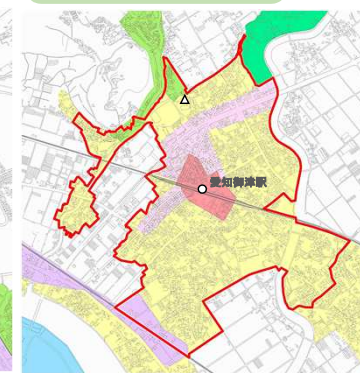
地域拠点 一宮地区



地域拠点 音羽地区



地域拠点 御津地区



地域拠点 小坂井地区



凡例

- 都市機能誘導区域
- 鉄道駅
- △ 市役所・支所

用途地域等

- 第一種低層住居専用地域
- 第一種中高層住居専用地域
- 第二種中高層住居専用地域
- 第一種住居地域
- 第二種住居地域
- 準住居地域
- 近隣商業地域
- 商業地域
- 準工業地域
- 工業地域
- 工業専用地域

都市機能誘導区域については、豊川市HPの豊川市都市機能立地補助金のページからご確認ください。

